



事業主の皆様へお知らせ

平成27年度から

県内全市町一斉に

個人住民税の

特別徴収を

完全実施します。

愛媛県・県内市町

事業主の方には、平成27年6月の給与から、所得税の源泉徴収と同様、個人住民税を天引きし、市町へ納入していただくこととなります。

詳しくは、各市町の個人住民税担当課にお問い合わせください。

個人住民税特別徴収の手続に関するお問い合わせ先

市町担当課	電話番号	市町担当課	電話番号	市町担当課	電話番号
松山市 市民税課	089-948-6290	今治市 市民税課	0898-36-1510	宇和島市 税務課	0895-49-7010
八幡浜市 税務課	0894-22-3111(代)	新居浜市 市民税課	0897-65-1224	西条市 市民税課	0897-52-1317
大洲市 税務課	0893-24-1711	伊予市 市民税務課	089-982-1111(代)	四国中央市 税務課	0896-28-6009
西予市 税務課	0894-62-6401	東温市 税務課	089-964-4403	上島町 住民課	0897-77-2500(代)
久万高原町 住民課	0892-21-1111(代)	松前町 税務課	089-985-4110	砥部町 戸籍税務課	089-962-2061
内子町 税務課	0893-44-6153	伊方町 町民課	0894-38-2650	松野町 町民課	0895-42-1113
鬼北町 税務課	0895-45-1111(代)	愛南町 税務課	0895-72-7301		

従業員の住所地の市町個人住民税担当課まで

個人住民税特別徴収の完全実施の取組に関するお問い合わせ先

愛媛県総務部管理局市町振興課 TEL 089-941-2111 (内線2214)  
愛媛県総務部行財政改革局税務課 TEL 089-941-2111 (内線2204)

【愛媛県ホームページ】 <http://www.pref.ehime.jp/h10500/tokucho/kanzenjisshi.html>